

## メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
1	土壌汚染対策法	土地の形質の変更(掘削及び盛土)部分の合計面積が3,000㎡以上の場合、原則として工事着手30日前までに届出が必要となる。	届出	環境エネルギー一部 水大気環境課 (023-630-2339)	山形市 山形市以外の市町村	市環境課 環境エネルギー一部 水大気環境課
2	自然公園法	「国立公園」「国定公園」については、公園計画に基づき特別保護地区、特別地域、普通地域に地域指定されている。 ・特別保護地区：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、環境大臣又は県知事の許可を要する。 ・特別地域：特別保護地区と同様、環境大臣又は県知事の許可を要する。 ・普通地域：建築高さ13mまたは延べ床面積1,000㎡、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は県知事に届出を要する。	許可申請 届出	環境エネルギー一部 みどり自然課 (023-630-2208)	村山地域 最上地域 置賜地域 庄内地域	村山総合支庁環境課(023-621-8425) 最上総合支庁環境課(0233-29-1285) 置賜総合支庁環境課(0238-26-6035) 庄内総合支庁環境課(0235-66-5706)
3	山形県立自然公園条例	「県立自然公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に地域指定されている。 ・特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、土石の採取などの行為は、県知事の許可を要する。 ・普通地域：建物高さ13m又は延べ床面積1,000㎡、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等を行う場合は県知事に届出を要する。	許可申請 届出	環境エネルギー一部 みどり自然課 (023-630-2208)	村山地域 最上地域 置賜地域 庄内地域	村山総合支庁環境課(023-621-8425) 最上総合支庁環境課(0233-29-1285) 置賜総合支庁環境課(0238-26-6035) 庄内総合支庁環境課(0235-66-5706)
4	山形県自然環境保全条例	「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区、野生動植物保護地区に地域指定されている。 ・特別地区：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、土石の採取などの行為は、県知事の許可を要する。 ・普通地区：建物高さ10mまたは延べ床面積200㎡、鉄塔高さ20mを超える工作物の新・増・改築等を行う場合は県知事に届出を要する。 ・普通地区：建物高さ10mまたは延べ床面積200㎡、鉄塔高さ20mを超える工作物の新・増・改築等を行う場合は県知事に届出を要する。	許可申請 届出	環境エネルギー一部 みどり自然課 (023-630-2208)	村山地域 最上地域 置賜地域 庄内地域	村山総合支庁環境課(023-621-8425) 最上総合支庁環境課(0233-29-1285) 置賜総合支庁環境課(0238-26-6035) 庄内総合支庁環境課(0235-66-5706)
5	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護区内における、建築物その他の工作物の新・増・改築、水面の埋め立て、又は干拓、木竹の伐採などの行為は環境大臣又は県知事の許可を要する。	許可申請	環境エネルギー一部 みどり自然課 (023-630-3174)	村山地域 最上地域 置賜地域 庄内地域	村山総合支庁環境課(023-621-8425) 最上総合支庁環境課(0233-29-1285) 置賜総合支庁環境課(0238-26-6035) 庄内総合支庁環境課(0235-66-5706)
6	環境影響評価条例	建築基準法第2条第1号に該当する建築物(付帯施設含む)で、次の区分ごとにそれぞれの規模要件を満たす場合は、条例の「建築物の建設事業」に該当し、環境影響評価の手続きが必要となる。 ・当該事業の全部又は一部が特別地域内で行われるもの 建築物の高さが50m以上であるもの ・上記以外のもの 建築物の高さが100m以上であるもの	環境影響 評価手続	環境エネルギー一部 みどり自然課 (023-630-3042)	同左	同左
7	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	国指定の生息地等保護区内で工作物の新築、土地の形質変更等の行為を行う場合は、環境大臣の許可を要する。(山形県内に指定地域はなし。)	許可申請	(環境エネルギー一部みどり自然課) (023-630-3174)	(国が窓口)	(国が窓口)

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にある土地として指定区域として指定した土地の形質の変更（盛土、掘削又は工作物の設置等）をしようとする場合、当該工事着手30日前までに届出をしなければならない。	届出	環境エネルギー部 循環型社会推進課 (023-630-3021)	同左	同左
9	山形県水資源保全条例	知事が指定する「水資源保全地域」内で土地取引等や開発行為を行うおうとする場合は、2か月前までに県（総合支庁環境課）に対し届出が必要となる。 ・土地取引等に係る届出 届出の対象：土地売買、土地への権利設定（賃借権、地上権等） 届出義務者：現在の土地所有者（土地売買の場合は売主） 届出の時期：契約締結予定日の2か月前まで ・開発行為に係る届出 届出の対象：土石採取、地下水等の採取、建物や工作物の設置等 届出義務者：開発行為を行うおうとする者 届出の時期：開発行為の着手予定日の2か月前まで	届出	環境エネルギー部 環境企画課 (023-630-3043)	村山地域  最上地域  置賜地域  庄内地域	村山総合支庁環境課（023-621-8425）  最上総合支庁環境課（0233-29-1285）  置賜総合支庁環境課（0238-26-6102）  庄内総合支庁環境課（0235-66-5708）
10	工場立地法	発電を目的としたメガソーラー等の太陽光発電施設は水力発電、地熱発電と同様に、工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外。ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電施設を設置する場合は、従来通り工場立地法第8条の変更の届出をしなければならない。	届出	商工労働部工業戦略技術振興課 (023-630-2690)	県内全域	各市町村担当課
11	農地法	・農地を農地以外のものとする場合、又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定又は移転を行う場合には、農地法上原則として許可を受ける必要がある。 ・太陽光など再生可能エネルギー発電設備を農地に設置する場合、第2種農地又は第3種農地においては、農地転用許可を受けることにより設置可能である。（農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地等においては、農地転用は認められない。）	許可申請	農林水産部 農業経営・担い手支援課 (023-630-2298)	県内全域	各市町村農業委員会
12	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	・市町村が策定する農振整備計画（農用地利用計画）に定められた農用地区域においては、原則として農地転用はできない。 ・農用地区域において、太陽光など再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場合には、市町村が農振整備計画（農用地利用計画）を変更し、当該事業地を農用区域から除外する必要がある。 ・農用地区域からの除外にあたっては、農振法第13条第2項に掲げられる5要件（事業の必要性、土地の代替性、土地改良事業完了後8年経過など）を満たしている必要があり、農振整備計画（農用地利用計画）を変更するか否かは市町村の判断による。（農地転用許可の見込みがあることが前提）	市町村： 計画変更 県：同意	農林水産部 農業経営・担い手支援課 (023-630-2298)	県内全域	各市町村担当課
13	森林法	・（第10条の7の2）森林の土地の所有者となった旨の届出等新たに森林の土地の所有者となった者は、市町村長にその旨を届出なければならない。 ・（第10条の8）伐採及び伐採後の造林の届出 森林の立木を伐採するときは、伐採の30日前までに市町村長に届出書を提出しなければならない。	届出	農林水産部 林業振興課 (023-630-2518)	県内全域	各市町村担当課
		・（第10条の2）開発行為の許可 保安林以外の森林において、1haを超える開発行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 ただし、一般電気事業等においては、許可不要（連絡調整が必要）となる場合もある。 ・（第27条）保安林の解除の申請 保安林内において開発行為を行う場合、解除に直接の利害関係を有する者は、保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は県知事に申請することができる。ただし、保安林の解除にあたっては、一定の条件を満たさなければならない。	許可申請 解除申請	農林水産部 林業振興課 (023-630-2529)	村山地域  最上地域  置賜地域  庄内地域	村山総合支庁 森林整備課 (023-621-8453)  最上総合支庁 森林整備課 (0233-29-1353)  置賜総合支庁 森林整備課 (0238-26-6064)  庄内総合支庁 森林整備課 (0235-66-5539)

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
14	国土利用計画法	<p>一定面積以上の土地売買等の契約を締結したときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的(メガソーラーの建設)等を記入した土地売買等届出書に土地売買契約書の写しなどの必要な書類を添付して、契約を締結した日から2週間以内(契約締結日を含む)に知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出の必要な土地取引の面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域 . . . 2,000㎡以上</li> <li>市街化区域を除く都市計画区域 . . . 5,000㎡以上</li> <li>都市計画区域以外の区域 . . . 10,000㎡以上</li> </ul> </li> <li>審査 <p>届出を受けた知事は、利用目的について審査を行い、メガソーラーの建設が公表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告しその是正を求めることがある。また、土地の利用目的について、適正かつ合理的な土地利用を図るために助言をすることがある</p> </li> </ul>	届出	県土整備部 県土利用政策課 (023-630-2660)	県内全域	各市町村担当課
15	景観法	<p>良好な景観の形成を図るため、次の5つの行為をする場合は、景観法に基づく届出が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</li> <li>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</li> <li>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為</li> <li>土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</li> <li>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</li> </ul>	届出	県土整備部 県土利用政策課 (023-630-2581)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、長井市、河北町、大江町、金山町、高畠町	各市町担当課
					上記以外の市町村	
					村山地域	村山総合支庁建築課(023-621-8235)
					最上地域	最上総合支庁建築課(0233-29-1418)
					置賜地域	置賜総合支庁建築課(0238-26-6090)
庄内地域	庄内総合支庁建築課(0235-66-5642)					
16	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為、主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。(法第29条)</li> <li>市街化調整区域において建築物の新築、改築若しくは用途変更等を行う場合は、あらかじめ建築許可を受けなければならない。(法第43条)</li> <li>太陽光発電設備については、原則建築物には該当しないが、太陽光発電設備の管理施設や附属設備を設置する施設である建築物については、許可が必要となる場合がある。</li> </ul>	許可申請	県土整備部 都市計画課 (023-630-2588)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市	各市担当課
					上記以外の市町村	
					村山地域	村山総合支庁建築課(023-621-8235)
					最上地域	最上総合支庁建築課(0233-29-1418)
					置賜地域	置賜総合支庁建築課(0238-26-6090)
庄内地域	庄内総合支庁建築課(0235-66-5641)					

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
17	地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)</li> <li>地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行動を除く。)</li> <li>のり切又は切土で政令で定めるもの</li> <li>ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)</li> <li>新築又は改良</li> <li>その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</li> </ul>	許可申請	県土整備部 砂防・災害対策課 (023-630-2633)	東南村山地域	村山総合支庁 建設総務課 (023-621-8187)
					西村山地域	村山総合支庁 西村山建設総務課 (0237-86-8372)
					北村山地域	村山総合支庁 北村山建設総務課 (0237-47-8658)
					最上地域	最上総合支庁 建設総務課 (0233-29-1376)
					東南置賜地域	置賜総合支庁 建設総務課 (0238-26-6069)
					西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 (0238-88-8223)
					庄内地域	庄内総合支庁 建設総務課 (0235-66-5574)
18	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<p>急傾斜地崩壊危険区内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為</li> <li>ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</li> <li>のり切、切土、掘さく又は盛土</li> <li>立木竹の伐採</li> <li>木竹の滑下又は地引による搬出</li> <li>土石の採取又は集積</li> <li>その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</li> </ul>	許可申請	県土整備部 砂防・災害対策課 (023-630-2633)	東南村山地域	村山総合支庁 建設総務課 (023-621-8187)
					西村山地域	村山総合支庁 西村山建設総務課 (0237-86-8372)
					北村山地域	村山総合支庁 北村山建設総務課 (0237-47-8658)
					最上地域	最上総合支庁 建設総務課 (0233-29-1376)
					東南置賜地域	置賜総合支庁 建設総務課 (0238-26-6069)
					西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 (0238-88-8223)
					庄内地域	庄内総合支庁 建設総務課 (0235-66-5574)
19	砂防法	<p>砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設又は工作物の新築・改築・移転または除却</li> <li>竹木の伐採又は滑り出しもしくは地引きによる運搬</li> <li>土地の掘削・開墾・盛土・その他の土地の形状を変更する行為</li> <li>土砂又は砂礫の採取、集積または投棄</li> <li>鉱物の採掘、集積又は投棄</li> <li>芝草の掘取り</li> <li>その他、砂防指定地を阻害し、又は土石流を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</li> </ul>	許可申請	県土整備部 砂防・災害対策課 (023-630-2633)	東南村山地域	村山総合支庁 建設総務課 (023-621-8187)
					西村山地域	村山総合支庁 西村山建設総務課 (0237-86-8372)
					北村山地域	村山総合支庁 北村山建設総務課 (0237-47-8658)
					最上地域	最上総合支庁 建設総務課 (0233-29-1376)
					東南置賜地域	置賜総合支庁 建設総務課 (0238-26-6069)
					西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 (0238-88-8223)
					庄内地域	庄内総合支庁 建設総務課 (0235-66-5574)

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
20	土砂災害防止法	土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建造物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるか建築確認申請等が必要。	確認申請	県土整備部 砂防・災害対策課 (023-630-2614)	東南村山地域	村山総合支庁 建設総務課 (023-621-8187)
					西村山地域	村山総合支庁 西村山建設総務課 (0237-86-8372)
					北村山地域	村山総合支庁 北村山建設総務課 (0237-47-8658)
					最上地域	最上総合支庁 建設総務課 (0233-29-1376)
					東南置賜地域	置賜総合支庁 建設総務課 (0238-26-6069)
					西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 (0238-88-8223)
					庄内地域	庄内総合支庁 建設総務課 (0235-66-5574)
21	建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認 電気事業法第2条第1項第16号の電気工作物である太陽光発電設備は、建築確認を要する工作物に原則該当しないが、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当し、建築確認が必要となる場合がある。</li> <li>・建築工事届及び建築物除却届 新築、増改築で床面積が10平方メートルを超える全ての建築物に対しては、建築工事に着手する際に建築主が都道府県知事に届出なければならない。</li> <li>・工事完了検査 建築確認後に着手した建築工事が完了した場合には、「建築主」が「建築主事」または「指定確認検査機関」に検査を申請しなければならない。</li> </ul>	確認申請	県土整備部 建築住宅課 (023-630-2636)	山形市	市建築指導課
			届出		米沢市、鶴岡市 酒田市、天童市	法第6条第1項第4号に該当する建築物：各市担当課  上記以外：各総合支庁建設部建築課（提出先は市町村）
					上記以外の市町村	（提出先は市町村）
			検査申請		村山地域	村山総合支庁建築課(023-621-8235)
					最上地域	最上総合支庁建築課(0233-29-1418)
					置賜地域	置賜総合支庁建築課(0238-26-6090)
					庄内地域	庄内総合支庁建築課(0235-66-5642)
22	山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	港湾の背後地については、港湾の機能が阻害されないよう、構築物設置等が規制されており、知事の許可が必要。 ・臨港地区分区内構築物建設（改築、用途変更）許可	許可申請	県土整備部 空港港湾課 (023-630-2625)	酒田港、加茂港、 鼠ヶ関港	港湾事務所 (0234-26-5634)
23	文化財保護法 文化財保護条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定された史跡名勝天然記念物について建築・土木工事等により現状変更をする場合又はその保存に影響が及ぶ場合は、事前に文化庁長官又は県・市町村の教育委員会の許可が必要。</li> <li>・周知の「埋蔵文化財包蔵地」の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続き及び工事中に遺跡を発見した場合の届出が必要。</li> </ul>	許可申請 届出	教育庁 文化財・生涯学習課 (023-630-3342)	県内全域	各市町村 教育委員会